平成２５年（フ）第９７号
石川県小松市小島町ル20番地１
債務者　有限会社白馬商事
代表者代表取締役　畑　　徹郎
１　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　雅史
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第６３４号
静岡県牧之原市東萩間1942番地の15
債務者　株式会社静岡緑茶工房
代表者代表取締役　寺尾　　孝
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　隆広
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
広島県尾道市十四日元町１番７号
債務者　尾道中央商店街振興組合
代表者代表理事　藤井　　央
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　正信
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７５５号
仙台市若林区荒井字中在家47番地の１
債務者　齋藤　　均
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時５分
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲788番地15
債務者　海老澤信夫
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金山　裕之
４　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１２０号
山形県長井市成田1789番地
債務者　小林　義和
１　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
４　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５４４９号
大阪府吹田市古江台２丁目６番１号
債務者　濱崎　榮二
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三好　吉安
４　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２号
岡山市南区平福１丁目９番32号東雲荘102
債務者　平岡　陸夫
１　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小松原玲子
４　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３９号
愛媛県伊予郡砥部町原町551番地
債務者　砂野　孝徳
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　明宏
４　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4435番地１、前住所鹿児島県鹿児島市西陵19番７号
債務者　原口　重行
１　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
千葉県袖ケ浦市奈良輪713番地５　コーポあゆみＢ101号
債務者　菅沼　　彰
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮腰　直子
４　破産債権の届出期間　平成26年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２７７号
名古屋市名東区上社２丁目44番地　グリーンリーフ103号、従前の住所東京都港区港南３丁目９番33―1401号
債務者　安藤　武純
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　　誠
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後２時40分
６　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１２号
名古屋市中川区万場１丁目1105番地　ラビデンス岩塚西602号
債務者　石崎　宣夫
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
４　破産債権の届出期間　平成26年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４６号
石川県河北郡津幡町字横浜に74―７、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字庄ウ63番地
債務者　玉輻蒲鉾店こと　田上　久晃
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山腰　茂広
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
金沢地方裁判所